

京都市告示第 379 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 1 月 7 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂緯 128 号線	北区上賀茂深泥池町 35 番地地先から 同町 17 番地の 1 地先まで	旧	メートル 34.70	1.30 ～メートル 2.20
		新	34.70	1.82 ～ 7.90
修学院 14 号線	左京区修学院川尻町 25 番地地先から 同区修学院泉殿町 27 番地の 1 地先まで	旧	31.10	3.90 ～ 5.40
		新	31.10	4.38 ～ 12.12
嵯峨緯 93 号線	右京区嵯峨広沢南野町 38 番地の 6 地先から 同区嵯峨広沢池下町 8 番地の 7 地先まで	旧	60.40	3.60 ～ 3.65
		新	60.40	4.24 ～ 5.01

(建設局道路部道路明示課)